令和 7 年 5 月 23 日

令和 7 年網走市議会第 2 回臨時会　議案

令和７年網走市議会第２回臨時会　議案

番号	議案番号	件　　名
1	議案第1号	令和7年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事請負契約の締結について
3	報告第1号	令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
4	報告第2号	網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
5	報告第3号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

議案第１号

令和７年度網走市一般会計補正予算

令和７年度網走市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10,688 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,653,268 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和７年５月 23 日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20. 繰　入　金		2,368,059	3,788	2,371,847
	1. 基　金　繰　入　金	2,322,482	3,788	2,326,270
23. 市　債		2,903,400	6,900	2,910,300
	1. 市　債	2,903,400	6,900	2,910,300
歳　入　合　計		27,642,580	10,688	27,653,268

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛　生　費		2,056,445	10,688	2,067,133
	2. 環　境　衛　生　費	1,013,340	10,688	1,024,028
歳　出　合　計		27,642,580	10,688	27,653,268

第２表　地 方 債 補 正

（変更）

起債の目的	補正前 限度額	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正前 償還の方法	補正後 限度額	補正後 起債の方法 利率 償還の方法
	千円		%		千円	
総務管理事業債	94,100	証書借入又は証券発行	１０．０以内	４０年以内（内据置２５年以内）の元利均等又は元金均等償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	94,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	146,300	（借入先）	（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		146,300	
児童福祉事業債	5,100	財政融資資金			5,100	
環境衛生事業債	**38,500**	地方公共団体金融機構			**45,400**	
保健衛生事業債	125,000				125,000	
農業債	32,000	北海道			32,000	
水産業債	10,600	都市職員共済組合			10,600	
漁港債	2,200				2,200	
道路橋梁事業債	868,600	地方職員共済組合			868,600	
港湾事業債	191,200	北海道市町村振興協会			191,200	
河川整備事業債	100,000				100,000	
公園整備事業債	180,900	北海道市町村備荒資金組合			180,900	
公営住宅事業債	464,800	その他銀行等引受資金			464,800	
学校教育事業債	202,800				202,800	
社会教育事業債	135,500				135,500	
学校給食事業債	5,800				5,800	
借換債	300,000				300,000	
計	**2,903,400**				**2,910,300**	

※今回補正は太字で表示。

議案第２号

網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事請負契約の締結について

網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事に関し、次のとおり請負契約を締結する。

令和７年５月２３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

記

１ 契約の目的　網走市豆類ラック乾燥施設新設プラント工事

２ 契約の方法　一般競争入札

３ 契約の金額　７１２，８００，０００円

４ 契約の相手方　広島県東広島市西条西本町2番30号
株式会社サタケ
代表取締役　松本　和久

報告第１号

令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

令和７年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月23日提出

網走市長　水　谷　洋　一

専　決　処　分　書

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和 7 年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 17 日

網走市長　水　谷　洋　一

令和7年度網走市一般会計補正予算

令和7年度網走市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,642,580千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20. 繰　入　金		2,302,704	65,355	2,368,059
	1. 基　金　繰　入　金	2,257,127	65,355	2,322,482
歳　入　合　計		27,577,225	65,355	27,642,580

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛　生　費		1,991,090	65,355	2,056,445
	1. 保　健　衛　生　費	977,750	65,355	1,043,105
歳　出　合　計		27,577,225	65,355	27,642,580

報告第２号

網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月23日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

専　決　処　分　書

地方税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第119号）が令和７年３月31日にそれぞれ公布され、同年４月１日から施行されることとなり、網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日

網走市長　　水　谷　洋　一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例（平成15年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第36条の２第10項中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第63条の２第１項第１号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第２号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第82条第１項第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個

人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14　市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条　この条例による改正後の網走市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条　新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第３号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月23日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

専　決　処　分　書

地方税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることとなり、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日

網走市長　　水　谷　洋　一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。